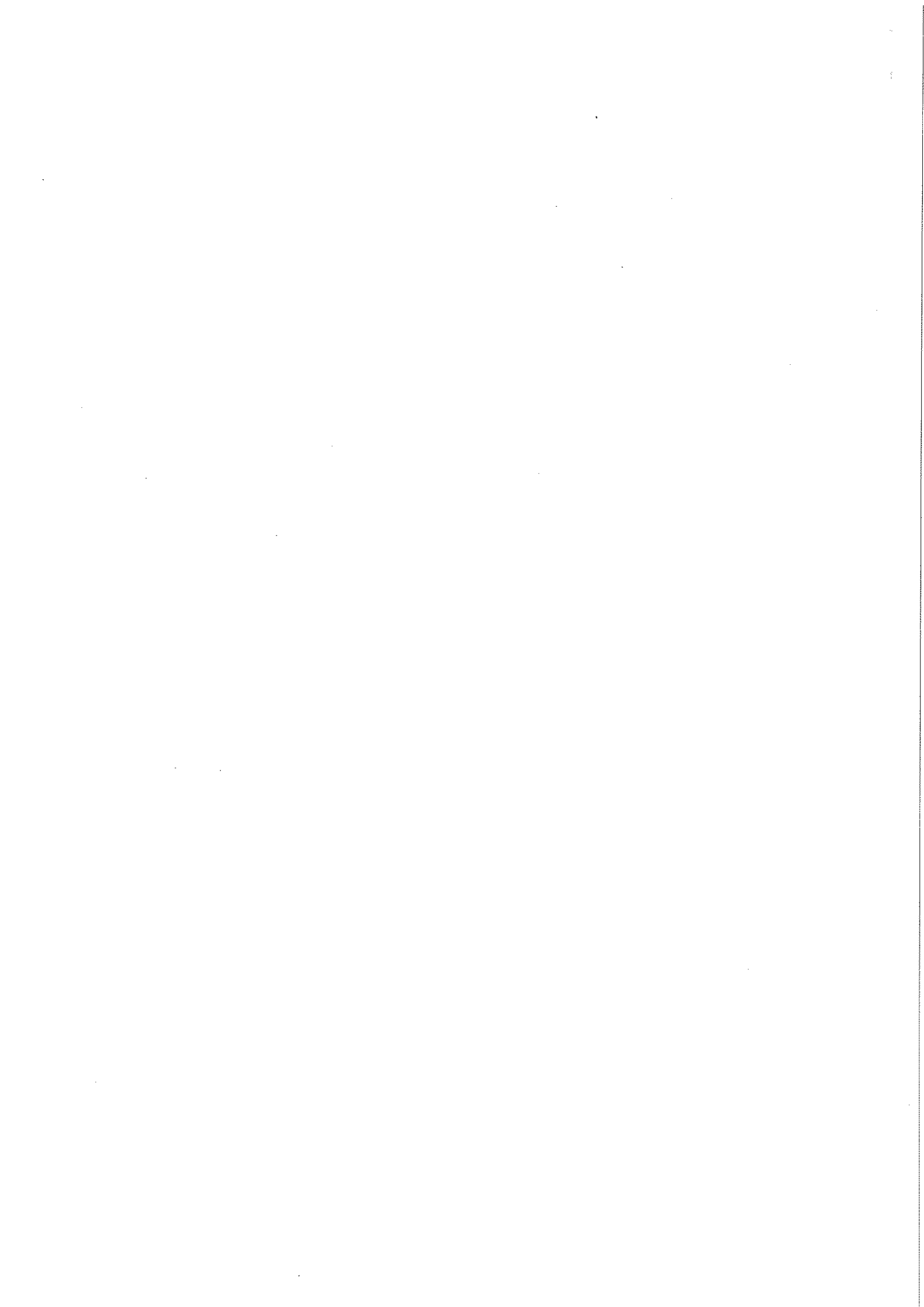


山梨県環境整備センター管理運営規程

<埋立管理規程>

財団法人山梨県環境整備事業団



山梨県環境整備センター管理運営規程

<埋立管理規程>

目 次

1 目的	1
2 適用範囲	1
3 責任と権限	1
4 埋立管理体制	1
5 業務実施手順	1
5.1 総説	1
5.2 埋立作業計画	2
5.3 埋立作業	2
5.3.1 埋立作業時間	2
5.3.2 埋立準備	2
5.3.3 埋立作業機械の操作	3
5.3.4 廃棄物の荷降し	3
5.3.5 敷き均しおよび転圧	4
5.3.6 即日覆土の施工	4
5.3.7 後片付け	4
5.3.8 埋立状況の登録	4
5.4 異常時の対応	5
5.4.1 気象条件などの異変	5
5.4.2 埋立作業によって生じた事故などの処置	5
5.5 その他	5
5.5.1 埋立地の出来形管理	5
6 記録の保管	6

【埋立管理規程】

1 目的

本規程は、山梨県環境整備センター（以下、「センター」という。）センターの廃棄物の適正な埋立管理について手順および責任を規定する。

2 適用範囲

本規程は、センターに係わる埋立管理業務に適用する。

3 責任と権限

施設管理者は、統括責任者として埋立管理業務の全体を統括する。

4 埋立管理体制

センターにおける埋立管理体制は、次に掲げる職員により構成される。

- ①施設管理者、②埋立管理責任者

<解説>

埋立管理に係わる職員の職務内容は次のとおりとする。

① 施設管理者

統括責任者として、センターの搬入管理、埋立管理、施設管理業務の全体を統括する。

② 埋立管理責任者

センターの埋立管理に係る作業全般を管理し、抜き取り検査の試料採取および展開検査を兼務する。

5 業務実施手順

5.1 総説

埋立管理は、センターの施設および設備が有する機能を発揮させ、周辺環境に影響を与えることのない埋立作業を実現するため、その構成、役割およびセンター特有の条件を理解した上、適切に行なわなければならない。

<解説>

センターの埋立区域には、遮水シートや浸出水集排水管など、管理型処分場として不可欠な施設および設備が整備されている。そのため、廃棄物の埋立作業に際しては、これらの施設および設備に損傷を与えることなく、機能を発揮できるようにする必要がある。

センターの埋立管理は、これらの適切な埋立作業を実現することを目的として行なう。

5.2 埋立作業計画

埋立作業は、埋立管理責任者が事前に作成する埋立作業計画に基づき行なう。また、埋立作業計画は、必要に応じて適宜変更する。

<解説>

埋立作業計画は、①埋立方式、②埋立手順、③埋立区域など、埋立に必要な事項により構成する。

なお、安全性、作業性などから埋立作業計画の見直しが必要な場合は、適宜変更することとする。

5.3 埋立作業

5.3.1 埋立作業時間

センターの廃棄物の埋立作業時間は、原則として次のとおりとする。

自) 午前8時30分 至) 午後5時15分

<解説>

なお、埋立作業時間によらず、別途規定する「安全管理規程」に従い、埋立の一部または全部を停止または中断する場合がある。

5.3.2 埋立準備

埋立管理責任者は、廃棄物の埋立作業にあたっては、埋立準備が整っていることを確認する。

<解説>

埋立作業を安全かつ計画的に行なうためには、搬入計画に則した埋立準備を行なうことが必要である。

そのため、センターでは、廃棄物の埋立作業にあたっては、搬入計画書に基づく埋立位置の確認、搬入廃棄物の一時仮置き位置の確認、展開検査、抜き取り検査などの各種検査の準備を行なうとともに、廃棄物の飛散防止のために敷設する土木シートを撤去、埋立重機などの暖機運転などを行なう。

アスベスト廃棄物（石綿含有産業廃棄物および廃石綿など）の場合、『石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成19年3月）』に基づく埋立を行なう。このため、アスベスト廃棄物の搬入が予定されている場合には、他の廃棄物とは区分した場所にあらかじめ埋立区画を設けておくとともに、異物を除去した覆土材の準備も確認しておく必要がある。

埋立管理責任者は、こうした埋立準備が整っていることを確認した上で施設管理者へ連絡する。

5.3.3 埋立作業機械の操作

重機などで作業を行なう場合は、安全に十分留意するとともに、センターの施設および設備の損傷ならびに廃棄物の飛散および流出がないようにする。

<解説>

重機などによる埋立作業の際には、急旋回による重機の転倒や法面からの重機の転落に注意する。埋立管理責任者は安全に配慮した重機などの操作に対する教育訓練を適宜行なうとともに、埋立作業中における監視および誘導を適切に行なう。

また、センターの埋立地には、遮水シートや浸出水集排水管など、廃棄物の埋立処分に不可欠な施設が整備されている。そのため、重機などの操作に際しては、これらの施設および設備に損傷を与えないように、十分に注意する。万一、損傷を与えた場合、損傷を発見した場合、または漏水検知システムで検知した場合には、速やかに埋立管理責任者が施設管理者に報告し、施設管理者は適切な処置を講じるものとする。

5.3.4 廃棄物の荷降し

廃棄物の荷降しは展開検査場で行なうものとし、また飛散しないように慎重に行なうものとする。

ただし、アスベスト廃棄物の荷降しに当たっては、次のとおりとする。

- 1) アスベスト廃棄物は原則、埋立区画に直接荷降ろしする。
- 2) 石綿含有産業廃棄物は湿潤化した状態の中で、できるだけ非破壊で作業を行なうこと。
- 3) 廃石綿等は密閉状態が保たれるように扱うこと。

<解説>

廃棄物の荷降し場所は原則として展開検査場とし、飛散のないよう対策を施すとともに、埋立作業の進捗および埋立作業計画に基づき作業を行なう。ただし、性状によっては展開検査場への荷降ろしが困難と判断される廃棄物については、埋立管理責任者の判断により、埋立地への直接荷降ろしも検討する。

石綿含有産業廃棄物を荷降ろしする場合は、飛散防止のため散水しながら作業を行ない、できるだけ非破壊の状態で行なうものとする。また梱包されているものについては開封せず、そのまま埋め立てるものとする。

廃石綿等を荷降ろしする場合は、密閉状態が保たれるように留意して作業を行なうこととする。

埋立管理責任者は、こうした埋立準備が整っていることを確認した上で施設管理者へ連絡する。

5.3.3 埋立作業機械の操作

重機などで作業を行なう場合は、安全に十分留意するとともに、センターの施設および設備の損傷ならびに廃棄物の飛散および流出がないようにする。

<解説>

重機などによる埋立作業の際には、急旋回による重機の転倒や法面からの重機の転落に注意する。埋立管理責任者は安全に配慮した重機などの操作に対する教育訓練を適宜行なうとともに、埋立作業中における監視および誘導を適切に行なう。

また、センターの埋立地には、遮水シートや浸出水集排水管など、廃棄物の埋立処分に不可欠な施設が整備されている。そのため、重機などの操作に際しては、これらの施設および設備に損傷を与えないように、十分に注意する。万一、損傷を与えた場合、損傷を発見した場合、または漏水検知システムで検知した場合には、速やかに埋立管理責任者が施設管理者に報告し、施設管理者は適切な処置を講じるものとする。

5.3.4 廃棄物の荷降し

廃棄物の荷降しは展開検査場で行なうものとし、また飛散しないように慎重に行なうものとする。

ただし、アスベスト廃棄物の荷降しに当たっては、次のとおりとする。

- 1) アスベスト廃棄物は原則、埋立区画に直接荷降ろしする。
- 2) 石綿含有産業廃棄物は湿潤化した状態の中で、できるだけ非破壊で作業を行なうこと。
- 3) 廃石綿等は密閉状態が保たれるように扱い、維持できていない場合は埋立地において密閉すること。

<解説>

廃棄物の荷降し場所は原則として展開検査場とし、飛散のないよう対策を施すとともに、埋立作業の進捗および埋立作業計画に基づき作業を行なう。ただし、性状によっては展開検査場への荷降ろしが困難と判断される廃棄物については、埋立管理責任者の判断により、埋立地への直接荷降ろしも検討する。

石綿含有産業廃棄物を荷降ろしする場合は、飛散防止のため散水しながら作業を行ない、できるだけ非破壊の状態で行なうものとする。また梱包されているものについては開封せず、そのまま埋め立てるものとする。

廃石綿等を荷降ろしする場合は、密閉状態が保たれるように留意して作業を行なうとともに、密閉状態が維持されていない場合は、あらかじめ用意する容器へ収納するなどして、密閉状態とすることとする。

5.3.5 敷き均しおよび転圧

廃棄物の敷き均しおよび転圧は、均一かつ的確に行ない、不等沈下の防止に努める。
なお、アスベスト廃棄物の埋立においては、覆土を施工しない状態では原則として重機による直接転圧は行なわないこととする。

<解説>

不等沈下や不陸を防止するために、撤出し厚さは、極端に大きくならないように、また、局所的な偏りがないように十分に注意する。

アスベスト廃棄物の埋立においては、埋立作業によるアスベストの飛散防止を図るため、重機による転圧は覆土を施工しない状態では原則行なわないものとする。

5.3.6 即日覆土の施工

埋立廃棄物の飛散防止などを目的として、即日覆土を適切に施工する。

<解説>

埋立廃棄物の飛散防止、悪臭防止、早期安定、景観保全などを目的として、即日覆土を施工する。

ただし、急な埋立作業の中断など、即日覆土の施工が困難な場合には、埋立廃棄物に土木シートを敷設し、飛散防止に努める。

また、覆土量を把握するために覆土の運搬車両台数を作業日報に記録する。

5.3.7 後片付け

1日の埋立作業が終了した後に、後片付けを行なう。

<解説>

重機の横転事故、資機材の盗難などを避けるため、埋立作業後は後片付けを適切に行なう。

また、翌日の埋立作業を速やかに開始できるように、重機などの燃料確認、補給などの作業を行なう。

土木シートを施工した場合には、その飛散防止措置も講じる。

5.3.8 埋立状況の登録

1日の埋立作業が終了した後に、埋立状況を整理する。

<解説>

埋立管理責任者は、埋立廃棄物の種類および量、埋立平面位置、深度などの埋立状況を作業日報に記録する。

5.4 異常時の対応

5.4.1 気象条件などの異変

強風、地震その他の気象条件などの異変が生じた場合には、埋立管理責任者はその状況を正確に把握するとともに、速やかにセンター長に報告し、センター長は必要に応じて埋立作業の停止または中断を指示する。

<解説>

廃棄物の飛散のおそれがある強風時または震度4以上の地震時には、埋立作業を停止または中断することを原則とする。特に地震時は、センターの各施設に異常がないことが確認されるまで、埋立作業を停止または中断する。

また、台風の接近が見込まれる場合には、廃棄物の飛散防止など、必要な措置を講じる。

埋立管理責任者は気象条件などの異変に伴って対応した内容は全て作業日報に記録として残す。

5.4.2 埋立作業によって生じた事故などの処置

埋立作業により事故などが生じた場合には、その状況を正確に把握し、速やかに必要な措置を講じる。

<解説>

埋立作業により、作業員などの怪我、重機の故障、施設の損傷など、事故が生じた場合には、埋立管理責任者が現場状況を確認するとともに、施設管理者に報告し、適切な措置について協議する。

なお、事故などに対応した内容は全て作業日報に記録として残す。

5.5 その他

5.5.1 埋立地の出来形管理

埋立残余容量を容易に把握するため、埋立地の出来形を確認する。

<解説>

精度の高い埋立作業計画を立案するため、測量などにより埋立箇所の出来形を確認する。

また、出来形の確認結果は、「一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月、総厚令1）」を踏まえた埋立残余容量の把握に利用する。

6 記録の保管

センター長は、センターの埋立管理に当たって行なった作業その他の措置および出来形の記録を、センターの廃止まで保存する。

なお、センターが廃止された以降は、事業団の文書取扱規程に基づき文書保存を行なうものとする。